

5高福第2926号
令和5年10月5日

各市町村
東三河広域連合 } 高齢者福祉担当課長 殿

愛知県福祉局高齢福祉課長
(公 印 省 略)

令和6年度地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業費補助
金分）に係る所要額調べ（2回目）について（照会）

このことについて、県の予算編成作業上、直近の基金活用意向を把握する必要があるため、下記により提出してください。

記

1 提出書類

令和6年度介護施設等整備事業費補助金所要額調べ（2回目）

※該当事業がない場合も、その旨文書（様式任意・メール可）で回答してください。

2 提出方法及び期限

令和5年10月23日（月）必着（電子メールにて回答）

※添付のエクセルファイル（別紙様式）に必要事項を入力し、ファイル名の「〇〇市町村」を市町村名等に変更の上、下記メールアドレス宛て返信してください。

3 その他

別紙1「作成に当たっての注意事項」、別紙2「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業整理表」及び愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱（最終改正：令和5年8月28日）を参考に作成してください。

担 当 施設グループ（松永）
電 話 052-954-6287（ダイヤルイン）
メー ル korei-shisetsu@pref.aichi.lg.jp

作成に当たっての注意事項

- 1 今回の所要額調査の対象事業には、前回調査（令和5年7月10日付け5高福第2254号）した事業に加えて、「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」を調査対象にしております。
ただし、「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」は、国が事業継続の方針を未定としていることから仮に継続方針が示された際の備えとして、念のため調査を行うものです。
事業者に対して要望調査を行う際は、国の方針により令和6年度以降は実施しない可能性があることを必ず周知していただきますようお願いいたします。
- 2 今回の所要額調査（2回目）が基本的には、令和6年度予算の最終値になります。市町村としての最終的な結論を確認したいので、該当がない場合も必ずその旨文書（様式任意・メール可）にて回答してください。
- 3 当該補助金については、例年多額の不用額が生じていることから、県の予算要求が大変厳しい状況となっております。また、本補助金を活用して整備した施設・設備を整備後にサービスの全部又は一部を休止する等、利用が低調なものが見受けられており、この点に関して会計検査院からも指導を受けています。
作成に当たっては、施設整備の必要性や事業内容、今後の見通し等について充分精査の上、記入してください。なお、回答があった内容について必ずしも採択されることを保証するものではありませんので、御了承ください。
- 4 所要額を見込むにあたり、前回調査以降、公募不調や事業所からの申し出等による補助対象施設の減や事業計画の変更が生じたものについては、必ず反映させてください。
- 5 現段階において、公募を行っておらず候補先が未定の場合は、市町村の整備計画において真に必要な整備である理由書を別紙（様式任意 県高齢福祉課長宛て 公印省略可）により提出してください。
- 6 補助対象施設の減により、前回調査回答時から事業を取り下げの場合は、行全体から削除し、ファイルの別ページにある「取り下げ事業一覧」に事業名、理由等を記載してください。
- 7 前回調査で回答した事業については、原則として前回の補助所要額の範囲内での回答としてください。やむを得ず前回調査回答時から追加計上する場合は、別紙様式各表左側の「追加」欄に記載をお願いします。

- 8 この補助金は単年度事業であるため、原則複数年度にわたる整備事業は認められません。ただし、県が補助する広域型特養に併設する事業所を整備する場合など、整備が大規模で単年度で完了しない場合、複数年度にわたる整備事業を認める場合があります。
- 9 大規模施設（特養、老健、介護医療院、ケアハウス、養護、介護付きホーム）に対する施設開設準備経費等支援事業、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業及び災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業（政令・中核市を除く。）、定期借地権設定のための一時金支援事業以外は市町村補助事業となります。所要額調査の時点で、県で実施する事業についても管内該当施設の要望を確認してください。
- 1 0 各事業における対象施設のうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、介護付きホームについては、補助基準額は指定を受ける床数としてください。
- 1 1 災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンにおいて、新規整備（創設（開設）・増築（床）・改築（再改築）・増改築）する介護施設等を対象とする事業は、例外要件を満たす場合を除き補助対象外となります（交付要綱第5条（4）、（5））。
作成に当たっては、新規整備予定の施設等の所在地について、当該区域の該当有無を災害区域図等で確認し、該当する場合には例外要件を満たすことが見込まれることを確認する等注意してください。
- 1 2 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業は、原則、災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業が対象となります（交付要綱第3条（1）エ（エ））。
また、県事業の災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業及び災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業を希望した事業者には、市町村職員を含めた事前ヒアリングを行う可能性があります。
- 1 3 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、「地域密着型サービス等整備助成事業」の補助対象外となります（交付要綱第5条（1）ウ）。
- 1 4 同一施設・事業所において、過去に既に実施済み又は令和5年度実施予定の事業を重複して申請することはできません。
- 1 5 本補助金を活用して整備した施設・設備を整備後に廃止・事業譲渡等する場合、財産処分による補助金の返還が発生する可能性があります。この点、活用を希望する事業者には周知の上、回答いただきますようお願いいたします。